

安全な暮らしを求めて

# 化学物質政策基本法

を みんなの手で 実現しよう！



化学物質政策基本法を求めるネットワーク  
(ケミネット)



今、みんなの生活は  
たくさんの  
化学物質に  
囲まれているよね。



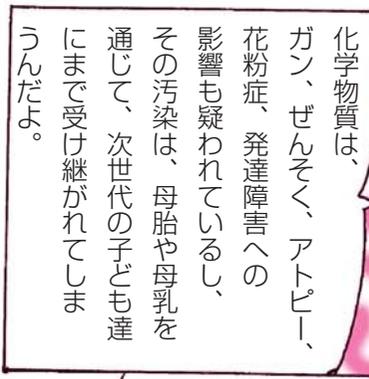
よくぞ聞いて  
くれました！

わあっ



ドラッグストア  
にて

いっぱい製品が  
あるけれど、  
からだに影響は  
ないのかな…



化学物質は、  
ガン、ぜんそく、アトピー、  
花粉症、発達障害への  
影響も疑われているし、  
その汚染は、母胎や母乳を  
通じて、次世代の子ども達  
にまで受け継がれてしま  
うんだよ。



でも、化学物質は、  
かつて、水俣病やカネミ  
油症のような公害を  
ひきおこした  
コワイものでもあるんだ。



さあ、次のページから、  
化学物質政策基本法  
のことを、もっとくわしく  
見ていこう！



個人のできる対策は  
限界がある。  
だから、国が、  
危険な化学物質を  
きちんと管理し、使用禁止に  
したりして、安全なものに  
代替していく仕組みが必要だよな。  
でも…  
そういう総合管理のための  
化学物質政策基本法が  
日本にはないんだよ！

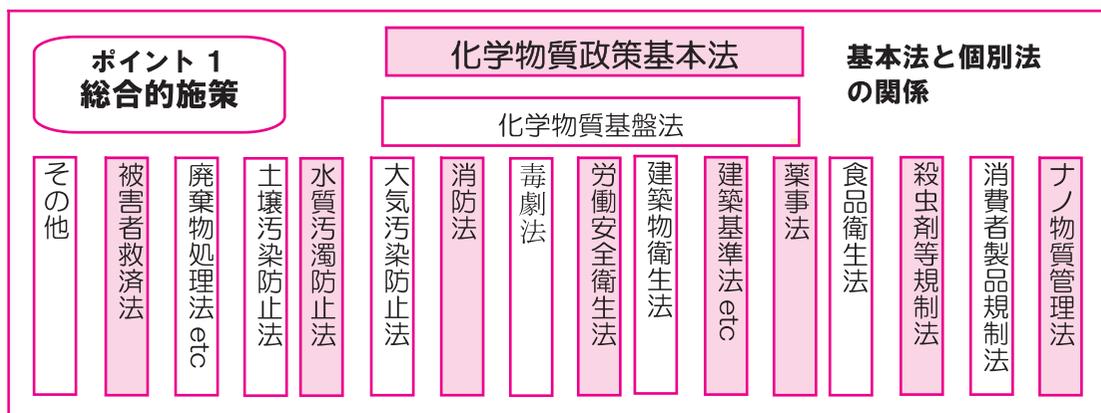


じゃあ、  
どうすれば  
いいの？  
自分では  
何が危険か  
わからないし。  
うむ

## これまでの日本における化学物質管理



## 私たちは、こんな化学物質政策基本法を求めます！



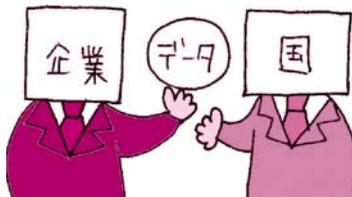
※化学物質安全委員会は、省庁から独立して設置され、必要な措置等を関係大臣に勧告したりすることができる独立行政機関(例えば公正取引委員会のような存在)として設置します(国家行政組織法第3条第2項に基づく)

## 化学物質政策基本法の8つの基本理念

① 持続可能な  
化学物質の製造・使用  
(化学物質の総量削減)



② ノーデータ・  
ノーマーケットの原則



③ 影響を受けやすい人々  
(胎児・子どもなど)や  
生態系への配慮



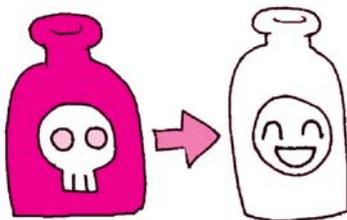
④ ライフサイクル管理



⑤ 予防原則



⑥ 代替原則



⑦ すべての関係者の参加  
(協働原則)



⑧ 国際的強調



こんな基本理念のある化学物質政策基本法を求めます！

# 市民のために、化学物質はこの基本理念で管理しましょう

## 1 持続可能な社会のための化学物質の製造使用（化学物質の総量削減）

安全で安心な市民生活を送るために、化学物質による人の健康や環境への悪影響を極力少なくする必要があります。そのために、化学物質に囲まれた暮らしから、化学物質の製造・使用量及び環境への排出量の総量を削減していきましょう。

## 2 ノーデータ・ノーマーケット

安全性データの報告のない化学物質は市場での流通、使用を認めないという原則です。日本は今まで有害性が明らかでない規制をしないノーデータ・ノーレギュレーションの立場をとってきました。今こそ考え方の転換が必要です。

## 3 化学物質の影響を受けやすい人々（胎児・子どもなど）や生態系への配慮

化学物質の被害は胎児や子供、老人など影響を受けやすい人たちから発生しています。被害を減らすためには感受性の高い人たちの視点から規制や管理が必要です。また、人の健康だけでなく、生態系への配慮も必要です。

## 4 ライフサイクル管理（研究開発から製造、使用、リサイクル、廃棄処分まで）

化学物質は製造、使用段階だけ管理すればよいというものではありません。使用后廃棄される段階での不法投棄や環境汚染が問題になっています。リサイクルと称して中国や東南アジアに輸出された電子製品の処理による健康被害や環境汚染が深刻です。消費者製品に含まれる化学物質のライフサイクルを通じた管理が重要です。

## 5 予防原則

健康被害や環境汚染を防止するためには、科学的証明が不十分でも、有害性が疑われる物質は使用しないという対応が必要です。有害性が懸念されるナノ物質については、安全性が確認されるまで市場に出すべきではありません。

## 6 代替原則

より安全な物質を使用することが重要です。漫然と同じ化学物質を使い続けるのではなく、より安全な化学物質があるかどうかを調査し、切り替えていくことが重要です。また、化学物質を使用しない手段も併せて検討する必要があります。

## 7 すべての利害関係者の参加（協働原則）

環境問題を解決するためには、化学物質管理にもすべての利害関係者（市民、労働者、事業者、行政、研究者等）の関与、参加が必要です。政策決定の際には、市民の意見を取り入れるよう働きかけましょう。

## 8 国際的協調

化学物質は世界中に拡散し汚染をもたらすため、化学物質管理は日本単独ではできません。生産活動や市場経済のグローバル化の中で、EUのREACHなど先進的な制度を参考にするとともに、国際的なルールに従うため、日本の化学物質管理制度を作る必要があります。

# 法規制の隙間から被害は生まれた ～教訓化しない日本政府～

## アスベスト問題では・・・

### 1975年に労働安全衛生法で吹き付けアスベスト作業の禁止

アスベストを5%以上含む吹き付け材の代替品として使用された吹き付けロックウールの中に5%未満のアスベストが含まれていました。この作業は1995年まで続けられ、除去対象の建物が大幅に増加した原因になっています。

国際的な動きの中で、アスベスト含有建材の製造が禁止されたのは2004年10月のことです。

労働者のための規制は行われていますが、アスベスト工場周辺の住民に対する規制はなく、被害が拡大しました。多くの方が悪性中皮種で苦しんでいます。アスベストの環境基準や室内環境基準は現在でも定められていません。健康に影響しないアスベスト濃度は示されていません。



## シロアリ駆除剤の場合・・・

家庭用のシロアリ駆除剤は農薬取締法（農水省）では農業用でないため農薬として登録されていません。また、ハエや蚊などの衛生害虫は人の健康保護のために薬事法（厚労省）で医薬部外品として登録されていますが、シロアリは人の健康に影響を及ぼさないため薬事法でも規制できません。家庭用品規制法（厚労省）でも規制されておらず、唯一規制のあるのは建築基準法（国交省）だけです。建築基準法でもクロルピリホスのみ禁止されているだけで、他のシロアリ駆除剤の使用に対する制限や規制はなく、野放し状態です。



## シックハウスの場合・・・

シックハウスによる被害は各地で問題になりましたが、厚労省は室内大気環境リスク指針値をホルムアルデヒドなど13物質に目安として設定しているだけで、規制していません。建築基準法（国交省）ではホルムアルデヒドとクロルピリホスのみ規制しているだけで、学校保健法（文科省）では6物質や品質確保法（国交省）では5物質の室内大気濃度の調査しか義務付けていません。シックハウスの原因となる揮発性有機化合物の濃度を規制する法律がなく、毎日新たな被害が発生し続けています。



## 消費者製品の表示の問題・・・

多くの家庭で使われている合成洗剤やシャンプー、歯磨き等には、合成界面活性剤が含まれています。そのうち10種類の合成界面活性剤が、水生環境に有害な物質として、PRTRの第一種指定化学物質に指定されています。

しかし、指定対象成分の名前はわかっても、それがどの商品に含まれているかは消費者には容易にわかりません。なぜなら、所轄省庁によって表示法規が異なっていて、同一の成分なのに化粧品や洗剤等、含まれる製品によって表示名がバラバラなのです。



# 化学物質管理をめぐる世界の動き

## 2020年目標

2002年に開催されたWSSD（持続可能な発展のための世界首脳会議・ヨハネスブルクサミット）で決議された「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することをめざす」こと。

## SAICM

2020年目標を達成するために作成された国際化学物質管理における戦略的アプローチのこと。2006年にハイレベル宣言、包括的方針戦略、世界行動計画が作成された。2009年までに国内実施計画を作成する必要があるが日本は未策定。

## GHS

2003年に国連が勧告した化学品の表示と区分に関する世界調和システムのこと。すべての化学物質を対象に有害性の区分を行い、世界共通の絵表示を製品に添付することを義務付けている。日本では労働安全衛生法で部分的に義務付けているだけで、消費者製品は対象外である。

## PRTR

環境汚染物質排出移動登録をさす。日本では2001年から実施されている。製造業などの事業所から環境中に排出した有害物の量や廃棄物として移動量を都道府県経由で国に報告し、国は集計結果を公表している。また、家庭や自動車排ガスなどからの有害物の排出量を国が推計し公表する制度。

## POPs条約

PCBやダイオキシンなど難分解性で有害性の高い有機化合物を廃絶する制度。15物質が対象だが、2009年からPFOSなど9物質が追加される予定。日本では2015年までにPCBを廃絶するために、無害化処理が実施されている。

## REACH

EUで2007年から施行された化学物質管理制度のこと。EU域内で年間1トン以上の化学物質を製造、輸入する事業者は化学物質の所定のデータを付して、期限内（既存物質で一番遅いものは2018年まで）に登録しなければ、それ以後のEU域内での製造輸入ができなくなる。化学物質の有害性評価によっては使用制限、代替、禁止が求められる。

## 北アメリカ

アメリカの有害物質規正法（TSCA）は、子供、労働者、消費者の健康保護を目的に修正案が審議されている。2012年までに年間10トン以上の中生産量6750物質の有害性の総点検を北米3か国で実施する協定がまとめられた。

カナダは約23,000種の既存化学物質の見直しを行い、優先的に評価すべき約4,000種の化学物質を選定した。



## **化学物質政策基本法を制定するためにご協力をお願いします！**

### **1. 化学物質政策基本法を求める団体署名に賛同してください。**

内閣総理大臣宛に提出します。団体で決議し、代表者印を捺印してください。

### **2. 化学物質政策基本法を求める請願署名（個人署名）に協力してください。**

衆参両院議長宛に提出します。2種類の個人署名を集めてください。

団体署名、請願署名は第一次集約の期限を12月末日、第二次集約の期限を3月末日としています。下記事務局まで返送をお願いします。

### **3. ケミネットの活動を継続するために資金カンパをお願いします。**

国会議員へのロビー活動や署名活動のために、活動資金が必要です。ケミネットの活動を支えるための資金カンパをお願いします。一口千円、団体は10口以上でお願いします。

下記口座まで振り込んでください。

郵便振替口座 口座番号 00170-8-466176

口座名 化学物質政策基本法を求めるネットワーク

### **化学物質政策基本法を求めるネットワーク（略称ケミネット）**

URL: <http://www.toxwatch.net/cheminet/index.htm>

代表 中下 裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議）

中地 重晴（NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク）

#### **呼びかけ・賛同団体（2008年12月現在）**

有害化学物質削減ネットワーク、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、化学物質問題市民研究会、WWF ジャパン、エコケミストリー研究会、反農薬東京グループ、日本消費者連盟、全国労働安全衛生センター連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、協同組合石けん運動連絡会、きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会、あいコープみやぎ、安全な食べものネットワーク オルター、市民がつくる政策調査会、市民科学研究室、フォーラム平和・人権・環境、市民セクター政策機構など

#### **事務局 連絡先**

##### **■NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク（Tウォッチ）**

〒136-0071 江東区亀戸 7-10-1 Zビル 4F

TEL&FAX: 03-5836-4359 e-mail: [comeon@toxwatch.net](mailto:comeon@toxwatch.net)

##### **■ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議**

〒160-0004 新宿区四谷 21-1 戸田ビル 4F

TEL: 03-5368-2735 FAX: 03-5368-2736

e-mail: [kokumin-kaiqi@syd.odn.net.jp](mailto:kokumin-kaiqi@syd.odn.net.jp)